

## 高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針

## 1 目的

この指針は、附属機関等の会議の公開および委員の公募について定め、その透明性を高めるとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解を深めることを目的とする。

## 2 対象

対象とする附属機関等は、「法令、条例または要綱等に基づき、市の行政執行の前提として必要な審査、審議、調査等を行うため設置されたもの」とする。

## 3 公開基準

会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 高松市情報公開条例（平成12年条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより公正または円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

## 4 公開の決定および方法

会議を公開するか否かの決定は、前項の公開基準に基づき、当該附属機関等が行い、公開は、報道機関に公開するとともに、傍聴を希望する者にこれを認めることにより行うものとする。

## 5 会議開催の周知

公開する会議の開催については、報道機関への資料提供その他適切な方法により、その周知に努めるものとする。

## 6 会議記録の作成および公表

- (1) 附属機関等は、会議の公開、非公開にかかわらず、その会議が終了した後、速やかに、当該会議の会議記録を作成するものとする。
- (2) 附属機関等は、前項の会議記録を、会議終了後2週間以内に公表するものとする。

## 7 委員の公募

附属機関等の委員は、原則として、委員定数の1割以上かつ1人以上の枠を設けて公募するものとする。ただし、公募することが適当でない特別の事情がある場合は、この限りでない。

## 8 委 任

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

第6項の規定は、平成13年7月1日以後に行う委員の委嘱から適用する。

### 附 則

この指針は、平成18年10月1日から施行する。